

大田市告示第192号の2

令和3年度大田市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱（令和3年大田市告示第191号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月20日

大田市長 楫野弘和

題名を次のように改める。

令和3年度大田市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）支給事務実施要綱

第1条中「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」を「子育て世帯への臨時特別給付金」に改める。

第2条中「子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）」を「子育て世帯等臨時特別支援事業給付金」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）」を「子育て世帯等臨時特別支援事業給付金」に改め、同条第2項中「子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）」を「子育て世帯等臨時特別支援事業給付金」に、「50千円」を「100千円」に改める。

第4条から第7条まで、第9条、第10条（見出しを含む。）、第11条、第12条及び第13条中「子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）」を「子育て世帯等臨時特別支援事業給付金」に改める。

別記中「子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）」を「子育て世帯等臨時特別支援事業給付金」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」を「子育て世帯への臨時特別給付金」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

(様式第3号)(第6条関係)

公務員・高校生等

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書

市区町村
受付印

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村

大田市長 殿

1. 申請者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			申請者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
※同居・別居の別、結婚の状況については令和3年9月30日時点の状況をご記入ください。それ以降に生まれたお子さん分は、別途「新生児」用の申請書をご提出ください。			配偶者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

3. 対象児童

表A ※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの子供(高校生)に○をつけてください	同居・別居の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成・令和 年 月 日		同居・別居		
2			男・女	平成・令和 年 月 日		同居・別居		
3			男・女	平成・令和 年 月 日		同居・別居		
4			男・女	平成・令和 年 月 日		同居・別居		

4. 添付書類

- この給付金の振り込みを希望される通帳等のコピーを添付してください。(必須)。
- 対象児童の方が大田市以外に住民登録をしておられる場合は、その住民登録をしている市町村の住民票(本籍地が記載されているもの)。
- 申請者が公務員の場合は、職員証の写しなど在职を証する資料。児童手当を受給しておられるお子さんがおられる場合は、所属庁発行の証明書や「児童手当支払通知書」、「令和3年10月の給与明細」など、令和3年10月支給(9月分)の児童手当の支給がわかる資料を添付してください。

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りや誤りがあり支給要件に該当しないことが確認された場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給の可否について審査するため、大田市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出の求めに応じます。
- この申請書は、大田市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 大田市が支給決定をした後、「申請書の不備による振込不能」等の事由により支払が完了せず、かつ、大田市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、大田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

(裏面も確認してください。)

(様式第4号)(第7条関係)

新生児

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書

市区町村
受付印

住民票所在市区町村

大田市長

殿

1. 申請者

児童手当の手続きと併せての申請の場合は、右欄に○を記載してください。
記入日、申請者氏名以外の記載は不要です。

記入日

令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

申請者の住所 (令和3年1月1日時点の住民票所在地)
※現住所と同じ場合は記入不要

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無

有 ・ 無

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

配偶者の住所 (令和3年1月1日時点の住民票所在地)
※現住所と同じ場合は記入不要

3. 対象児童

支給対象となる新生児児童(令和3年9月1日以降令和4年3月31日までに出生した児童)について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	令和 年 月 日	同居・別居	
2			男・女	令和 年 月 日	同居・別居	
3			男・女	令和 年 月 日	同居・別居	

※同居・別居の別については申請時点の状況を選択してください。

4. 添付書類

- この給付金の振り込みを希望される通帳等のコピーを添付してください。(必須)。
- 申請者が公務員の場合は、職員証の写しなど在职を証する資料。児童手当を受給しておられるお子さんがおられる場合は、所属庁発行の証明書や「児童手当支払通知書」、「令和3年10月の給与明細」など、令和3年10月支給(9月分)の児童手当の支給がわかる資料を添付してください。

5. 受取方法

大田市から児童手当の支給を受ける方は、その指定口座を記入してください。それ以外の方は、申請者の方の金融機関の口座を指定してください。なお、口座開設が出来ない等、振込口座がない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

○振込口座を持っていないため、大田市窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄

(裏面も確認してください。)

6. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は、「3. 対象児童」の表Aに記入した人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり100,000円です。(例)対象児童数3人の場合:100,000円×3人=300,000円

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りや誤りがあり支給要件に該当しないことが確認された場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付金の支給の可否について審査するため、大田市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出の求めに応じます。
- (4) この申請書は、大田市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 大田市が支給決定をした後、「申請書の不備による振込不能」等の事由により支払が完了せず、かつ、大田市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合は、大田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

(公務員のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

※特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は証明されません。

証明欄 附番

--

申請・請求内容等は相違なく、表面の申請・請求者は、表面の_____人の対象児童に係る児童手当(本則給付)の受給者であることを証明します。

令和 年 月 日
証明者

証明事務担当者

印

担当課(室)・担当係

電話番号

この証明に代えて、在職を証する職員証の写し等に加え「所属庁発行の証明書」や「児童手当支払通知書」、「令和3年10月の給与明細(児童手当欄に支給の記載のあるもの)」など、令和3年10月支給(9月分)の児童手当の支給状況がわかる資料の添付でも構いません。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

大田市処理欄(記入しないでください)

住基	所得	他との重複

チェック欄	
入力	確認

附 則

この告示は、令和3年12月20日から施行する。